

日医発第 247 号 (保 44)
平成 18 年 6 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省告示第 381 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準に収載希望のあった 8 成分 15 品目を、薬価基準の別表に第 7 部追補(3)として収載したものであります。

また、同日付保医発第 0601001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、「ファンガード点滴用 25mg」及び「ニコチネル TTS10, 同 20, 同 30」について、下記のとおり示されました。

今回薬価収載されたニコチンパッチ製剤「ニコチネル TTS10, ニコチネル TTS20, ニコチネル TTS30」につきましては、①区分「B001-3-2」ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できること、②処方せんにより投薬する場合は、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること、③「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第 10 の 2 のイの（三）に規定する 14 日分を限度とする投薬期間の制限については、特例的に当該 14 日の投薬期間制限の対象としない（ニコチン依存症管理料の算定に伴い、「禁煙治療のための標準手順書」に沿って禁煙治療を行うに当たり、14 日分を超えて投与することができる）ことが示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 7 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ファンガード点滴用 25mg

- ① 本製剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。
- ② 既記載のファンガード点滴用 50mg, 同 75mg についても、①と同様の取扱いとすること。

(2) ニコチネル TTS10, ニコチネル TTS20, ニコチネル TTS30

- ① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること。
- ② 本製剤に係る「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号) 第 10 の 2 のイに規定する 14 日(2 週間に 1 回)の投薬期間制限の適用に当たっては、本製剤は、ニコチン依存症管理料の算定に伴い、「禁煙治療のための標準手順書」に基づく医師の指導及び管理の下、12 週間に 5 回行われる禁煙指導に用いられる取扱いとされていることから、特例的に当該 14 日の投薬期間制限には服しないものとみなして取り扱うこと。

以上

(添付資料)

1. 官報(平 18. 6. 1 第 4349 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について
(平 18. 6. 1 保医発第 0601001 号厚生労働省保険局医療課長通知)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表(薬効分類別)新医薬品(平成 18 年 1 月承認分)等

明治二十五年三月二十二日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働三八一)

○厚生労働省告示第三百八十一号
診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。
平成十八年六月一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

| 品名 | 規格 | 単位 | 薬価 円 |
|--------------|----------|----------------------|---------|
| (3) 補用 | | | |
| (え) | | | |
| エビリファイ錠 | 3mg | 1錠 | 98.30 |
| エビリファイ錠 | 6mg | 1錠 | 186.00 |
| エビリファイ散 | 1% | 1g | 198.30 |
| (し) | | | |
| ジェイゾロフト錠 | 25mg | 1錠 | 137.20 |
| ジェイゾロフト錠 | 50mg | 1錠 | 241.10 |
| (て) | | | |
| デトルシトルールカプセル | 2mg | 1カプセル | 121.30 |
| デトルシトルールカプセル | 4mg | 1カプセル | 204.30 |
| (へ) | | | |
| ベシケア錠 | 2.5mg | 1錠 | 119.70 |
| ベシケア錠 | 5mg | 1錠 | 201.60 |
| 注 射 | | | |
| (あ) | | | |
| アムピゾーム点滴静注用 | | 50mg 1瓶 | 9,958 |
| (い) | | | |
| イヌリード注 | 4g 40mL | 1瓶(溶解液付) | 8,993 |
| (ふ) | | | |
| ファンガード点滴用 | | 25mg 1瓶 | 3,974 |
| 外 用 | | | |
| (に) | | | |
| ニコチネルTT S 10 | (17.5mg) | 10cm ² 1枚 | 355.80 |
| ニコチネルTT S 20 | (35mg) | 20cm ² 1枚 | 374.30 |
| ニコチネルTT S 30 | (52.5mg) | 30cm ² 1枚 | 401.80 |

別表に第7部として次のように加える。

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局) } 殿
国民健康保険主管課(部)長 }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部)長 }

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成18年6月1日付け厚生労働省告示第381号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬9品目、注射薬3品目及び外用薬3品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分 | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|-------|---------|
| 品目数 | 7, 314 | 3, 515 | 2, 474 | 36 | 13, 339 |

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ファンガード点滴用25mg

- ① 本剤剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 既記載のファンガード点滴用50mg、同75mgについても、①と同様の取扱いとすること。

(2) ニコチネルTTS10、ニコチネルTTS20、ニコチネルTTS30

① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること。

② 本製剤に係る「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第10の2のイに規定する14日（2週間に1回）の投薬期間制限の適用に当たっては、本製剤は、ニコチン依存症管理料の算定に伴い、「禁煙治療のための標準手順書」に基づく医師の指導及び管理の下、12週間に5回行われる禁煙指導に用いられる取扱いとされていることから、特例的に当該14日の投薬期間制限には服しないものとみなして取り扱うこと。

(参 考)

薬価基準告示

| No | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬 価 |
|----|------------------------|---------------|----------------------------------|--------|
| 1 | 内用薬 エビリファイ錠3mg | アリピプラゾール | 3mg 1錠 | 98.30 |
| 2 | 内用薬 エビリファイ錠6mg | アリピプラゾール | 6mg 1錠 | 186.00 |
| 3 | 内用薬 エビリファイ散1% | アリピプラゾール | 1% 1g | 198.30 |
| 4 | 内用薬 ジェイゾフロフト錠25mg | 塩酸セルトラリン | 25mg 1錠 | 137.20 |
| 5 | 内用薬 ジェイゾフロフト錠50mg | 塩酸セルトラリン | 50mg 1錠 | 241.10 |
| 6 | 内用薬 デトルシトールカプセル2mg | 酒石酸トルテロジン | 2mg 1カプセル | 121.30 |
| 7 | 内用薬 デトルシトールカプセル4mg | 酒石酸トルテロジン | 4mg 1カプセル | 204.30 |
| 8 | 内用薬 ベシケア錠2.5mg | コハク酸ソリフェナシン | 2.5mg 1錠 | 119.70 |
| 9 | 内用薬 ベシケア錠5mg | コハク酸ソリフェナシン | 5mg 1錠 | 201.60 |
| 10 | 注射薬 アムビゾーム点滴静注用50mg | アムホテリシンB | 50mg 1瓶 | 9,958 |
| 11 | 注射薬 イヌリード注 | イヌリン | 4g 40mL 1瓶 (溶解液付) | 8,993 |
| 12 | 注射薬 ファンガード点滴用25mg | ミカフアアキゲンナトリウム | 25mg 1瓶 | 3,974 |
| 13 | 外用薬 ニコチネルTTS10 | ニコチン | (17.5mg) 10cm ² 1枚 | 355.80 |
| 14 | 外用薬 ニコチネルTTS20 | ニコチン | (35mg) 20cm ² 1枚 | 374.30 |
| 15 | 外用薬 ニコチネルTTS30 | ニコチン | (52.5mg) 30cm ² 1枚 | 401.80 |

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十八年一月承認分）

(内用薬)

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名) | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|---|------------------------|----------|--|
| 内117 | エビリファイ錠3mg エビリファイ錠6mg エビリファイ散1% (大塚製薬) | 3mg1錠 6mg1錠 1%1g | アリピプラゾール | 通常、成人にはアリピプラゾールとして1日6～12mgを開始用量、1日6～24mgを維持用量とし、1回又は2回に分けて経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日量は30mgを超えないこと。 |
| | (効能・効果) 統合失調症 | | | |

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十七年十月及び平成十八年四月承認分）

(内用薬)

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名) | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|---|------------------|----------|---|
| 内117 | ジェイゾロフト錠25mg ジェイゾロフト錠50mg (ファイザー) | 25mg1錠 50mg1錠 | 塩酸セルトラリン | 通常、成人にはセルトラリンとして1日25mgを初期用量とし、1日100mgまで漸増し、1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により1日100mgを超えない範囲で適宜増減する。 |
| | (効能・効果) うつ病・うつ状態、パニック障害 | | | |

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名) | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|--------------------------------------|------------------|-------------|---|
| 内259 | ベンケア錠2.5mg ベンケア錠5mg (アステラス製薬) | 2.5mg1錠 5mg1錠 | コハク酸ソリフェナシン | 通常、成人にはコハク酸ソリフェナシンとして5mgを1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日最高投与量は10mgまでとする。 |
| | (効能・効果) 過活動膀胱における尿意切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁 | | | |

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名) | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|---|----------------------|-----------|--|
| 内259 | デトルシトールカプセル2mg デトルシトールカプセル4mg (ファイザー) | 2mg1カプセル 4mg1カプセル | 酒石酸トルテロジン | 通常、成人には酒石酸トルテロジンとして4mgを1日1回経口投与する。なお、患者の忍容性に応じて減量する。 |
| | (効能・効果) 過活動膀胱における尿意切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁 | | | |

(注射薬)

| 薬効分類 | 銘柄名（会社名） | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|---|--------|----------|--|
| 注617 | アムビゾーム点滴静注用50mg (大日本住友製薬) | 50mg1瓶 | アムホテリシンB | 1. 真菌感染症 体重1kg当たりアムホテリシンB2.5mg（力価）を1日1回、1～2時間以上かけて点滴静注する。 患者の症状に応じて適宜増減できるが、1日総投与量は体重1kg当たり5mg（力価）までとする。但し、クリプトコッカス髄膜炎では、1日総投与量は体重1kg当たり6mg（力価）まで投与できる。 2. 真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 体重1kg当たりアムホテリシンB2.5mg（力価）を1日1回、1～2時間以上かけて点滴静注する。 |
| | (効能・効果) 1. 真菌感染症 アスペルギルス属、カンジダ属及びクリプトコッカス属による下記感染症 真菌血症、呼吸器真菌症、真菌髄膜炎、播種性真菌症 2. 真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 | | | |

| 薬効分類 | 銘柄名（会社名） | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|---|----------------------------|--------|--------------|---|
| 注617 | ファンガード点滴用25mg (アステラス製薬) | 25mg1瓶 | ミカファンギンナトリウム | 1. 成人 アスペルギルス症： 通常、成人にはミカファンギンナトリウムとして50～15 |
| <p>0mg（力価）を1日1回点滴静注する。 重症又は難治性アスペルギルス症には症状に応じて増量できるが、1日300mg（力価）を上限とする。</p> <p>カンジダ症： 通常、成人にはミカファンギンナトリウムとして50mg（力価）を1日1回点滴静注する。 重症又は難治性カンジダ症には症状に応じて増量できるが、1日300mg（力価）を上限とする。</p> <p>点滴静注に際しては、生理食塩液、ブドウ糖注射液又は補液に溶解し、75mg（力価）以下では30分以上、75mg（力価）を超えて投与する場合は1時間以上かけて行う。 溶解にあたっては、注射用水を使用しないこと。[溶液が等張とならないため。]</p> <p>2. 小児 アスペルギルス症： 通常、小児にはミカファンギンナトリウムとして1～3mg（力価）/kgを1日1回点滴静注する。 重症又は難治性アスペルギルス症には症状に応じて増量できるが、1日6mg（力価）/kgを上限とする。</p> <p>カンジダ症： 通常、小児にはミカファンギンナトリウムとして1mg（力価）/kgを1日1回点滴静注する。 重症又は難治性カンジダ症には症状に応じて増量できるが、1日6mg（力価）/kgを上限とする。</p> <p>点滴静注に際しては、生理食塩液、ブドウ糖注射液又は補液に溶解し、1時間以上かけて行う。 溶解にあたっては、注射用水を使用しないこと。[溶液が等張とならないため。]</p> | | | | |
| <p>（効能・効果） アスペルギルス属及びカンジダ属による下記感染症 真菌血症、呼吸器真菌症、消化管真菌症</p> | | | | |

| 薬効分類 | 銘柄名（会社名） | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|---|------------------|----------------------|------|--|
| 注722 | イヌリード注 （富士薬品） | 4g40mL 1 瓶 （希釈液付） | イヌリン | <p>本剤 1 バイアルを加熱溶解し、添付の日局生理食塩液360mLに希釈する。</p> <p>初回量として、150mLを1時間に300mLの速度で30分間、次いで維持量として150mLを1時間に100mLの速度で90分間点滴静注する。</p> |
| <p>（効能・効果）</p> <p>糸球体ろ過量の測定による腎機能検査</p> | | | | |

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十年十二月承認分）

(外用薬)

| 薬効分類 | 銘柄名 (会社名) | 規格単位 | 成分名 | 用法・用量 |
|------|---|---|------|---|
| 外799 | ニコチネルTTS10 ニコチネルTTS20 ニコチネルTTS30 (ノバルティスファーマ) | (17.5mg)10cm ² 1枚 (35mg)20cm ² 1枚 (52.5mg)30cm ² 1枚 | ニコチン | ニコチネルTTS10 (ニコチンとして17.5mg含有)、ニコチネルTTS20 (ニコチンとして35mg含有) 又はニコチネルTTS30 (ニコチンとして52.5mg含有) を1日1回1枚、24時間貼付する。通常、最初の4週間はニコチネルTTS30から貼付し、次の2週間はニコチネルTTS20を貼付し、最後の2週間はニコチネルTTS10を貼付する。 なお、最初の4週間に減量の必要が生じた場合には、ニコチネルTTS20を貼付する。本剤は10週間を超えて継続投与しないこと。 |
| | (効能・効果) 循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、代謝性疾患等の基礎疾患を持ち、医師により禁煙が必要と診断された禁煙意志の強い喫煙者が、医師の指導の下に行う禁煙の補助 | | | |